

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)



福島県報

目次

規則

○指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

二

告示

○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件

二

○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件

二

○大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件

二

○土地改良事業計画を変更することと適当と決定した件

二

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件

二

○道路の区域を変更する件二件

二

○指定居宅サービス事業者を指定した件 二

○指定居宅介護支援事業者を指定した件 二

○指定居宅サービス事業を廃止した旨届出があった件 二

○指定居宅介護支援事業を廃止した旨届出があった件 二

○指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二

○指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称を変更した旨届出があった件 二

○指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二

○指定介護予防サービス事業者を指定した件 二

○指定介護予防サービス事業を廃止した旨届出があった件 二

○指定介護予防サービス事業を行う事業所の所在地を変更した旨届出があった件 二

規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第三号

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則の一部を改正する規則

指定金融機関等の名称、位置並びに収納及び支払の事務の取扱範囲を定める規則(昭和三十九年福島県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三みちのく安達農業協同組合の項中「油井支店、渋川支店、上川崎支店、下川崎支店」を「安達支店」に、「旭支店、小浜支店、東和支店、木幡支店、太田支店、戸沢支店」を「東和支店」に、「和木沢支店、白岩支店、大山支店、玉井支店」を「白沢支店、大玉支店」に改め、同表会津いいで農業協同組合の項を次のように改める。

会津いいで農業協同組合	本店、喜多方中央支店、喜多方総合支店、熱塩加納支店、北塩原支店、塩川総合支店、山都総合支店、西会津総合支店、奥川出張所、高郷支店
-------------	--

附則

この規則は、平成二十年三月十日から施行する。ただし、別表第三会津いいで農業協同組合の項の改正規定は、同月二十四日から施行する。

告示

福島県告示第二百二十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十年二月二十二日救急病院として認定した。

平成二十年二月二十二日

名称	所在地	福島県知事 佐藤 雄平
公立大学法人福島県立医科	福島市光が丘一	認定有効期限 平成二十三年二月一日
大学附属病院		(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第二百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年二月二十二日から同年三月二十四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働グループ及び郡山市商工労働部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
中町再開発ビル 郡山市中町七番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年二月二十二日から同年三月二十四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び棚倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エイトタウン棚倉A棟 東白川郡棚倉町棚倉字宮前二十六番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第百二十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十年二月二十二日から同年三月二十四日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県南地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び棚倉町商工農林課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
エイトタウン棚倉B棟、C棟 東白川郡棚倉町棚倉字広畑百二十四番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項で準用する同法第四十八条第九項で準用する同法第八条第一項の規定により、いわき市が長ノ町地区元

気な地域づくり交付金事業(農業生産基盤整備一般)に係る土地改良事業計画を変更することについて適当とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間
平成二十年二月二十五日から
同年三月十七日まで (二十二日間)
- 三 縦覧の場所
いわき市役所

(農村整備領域農村計画グループ)

福島県告示第百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 保安林予定森林の所在場所
会津若松市大戸町大字上小塩字台ノ坂三二〇七の一、三二〇七の二、字宮西一三〇〇の一、一三〇〇六、一三〇〇八、一三〇一一から一三二五五まで、一三一九から一三二二まで、一三二五、一三二六の一、一三二七から一三二九まで、一三三〇の一、一三三二の一、一三三三の二、一三三四の一、一三三四の二、一三六一の一、一三六二の一、一三六三から一三六五まで、一三六七、字柄沢三八九、三一九〇、三二〇〇から三二〇五まで、三二〇六の一
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
1 立木の伐採の方法
(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字台ノ坂三二〇七の一、字柄沢三八九、三一九〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)、字宮西一三二五、一三二六の一、一三二七、一三三〇の一、一三六五、一三六七
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、会津若松市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔「次の図」及び「次のとおり」〕は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。〔森林林業領域治山対策グループ〕

福島県告示第百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 四五九号	喜多方市字経壇一番一 地先から 同 市字一丁目四六 〇二番一地先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 一五・〇〇	一〇三・〇〇 一〇三・〇〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成二十年二月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道喜多方西会津線	喜多方市字桜ヶ丘一丁目一四〇番六地先から 同 市字経壇四五番	変更前 変更後	八・八〇 一三・九〇	三八五・〇〇 二二・〇〇

一地先まで	変更後	三三一・六	三八五・〇
-------	-----	-------	-------

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第八十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所 の名称	事業所の所在地	申請者の名称 (個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地 (個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
訪問介護事業所ほくせい	郡山市小原田三丁目三二八 一―シニアハウス和の里一〇一号	株式会社ほくせい	福島県郡山市小原田三丁目三二八―シニアハウス和の里一〇一号	平成二〇年二月一日	訪問介護
医療法人むつき会ヘルパーステーションまごころ	同 市亀田二丁目五二―一二三階	医療法人むつき会	同 市大槻町字蝦夷垣六九―一	同	同

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第八十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	申請者の主たる事業所の所在地	指定年月日
居宅介護支援事業所ほくせい	郡山市小原田三丁目三一八一—一 シニアハウスの里一〇一—一	株式会社ほくせい	福島県郡山市小原田三丁目三一八一—一 シニアハウスの里一〇一—一	平成二〇年二月一日
常磐ケアプランサポートセンタ	いわき市常磐関船町迎一一	社会福祉法人仁愛会	同 県いわき市遠野町上遠野字沢繁一六一—一七	同

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第八十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から、次に掲げる居宅サービスの事業を廃止した旨届出があった。
平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
クリスタル介護センター福島	福島市中町四一—二〇	株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町五一—二〇—七	平成一九年二月三二日	訪問介護
デイサービスセンターみらい東千石	会津若松市東千石三一四—六七	株式会社杉原建築設計事務所	福島県喜多方市豊川町米室字二条川原一八六二—一〇	同	通所介護

株式会社ク郡山市菜根三株式会社ク東京都中野区平成二〇年訪問介護

リスタル介護センター郡山	喜多方市豊川町米室字二条川原一八七二—一一	株式会社杉原建築設計事務所	福島県喜多方市豊川町米室字二条川原一八六二—一〇	平成一九年二月三二日	通所介護
ハッピー保原・ヘルパーステーション	伊達市保原町字赤橋三六一—一	株式会社ジャパンケアサービス福島	東京都港区六本木六一—一〇	同	訪問介護
ハッピー保原・訪問入浴ステーション	同	同	同	同	訪問入浴介護

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第八十八号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から、次に掲げる事業所において行う指定居宅介護支援の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
有限会社ひらぎ介護サービス	相馬市黒木字迎畑五〇—四	有限会社ひらぎ介護サービス	福島県相馬市黒木字迎畑五〇—四	平成一九年二月三二日

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第八十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称（個人にあつては、氏名）	事業者の主たる事務所の所在地（個人にあつては、住所）	サービスの種類
ハッピー福島 島笹谷・訪問入浴ステーション	福島市笹谷字 出水上二四一八	福島市南矢野 目字上戸ノ内 二一七	株式会社ジヤパンケア サービス福島	東京都港区 六本木六一〇一	訪問入浴 介護
介護サービス ゆかり	いわき市勿来 町酒井酒井原 六六一二	いわき市勿来 町関田西一丁目 六六一六	有限会社介護サービス ゆかり	福島県いわき市勿来町 酒井酒井原 六六一二	訪問介護
介護ステーションまごころ	同 市鹿島 町船戸字林下 一三一八	同 市小名 浜金成字町田 四四一四	東日本物産 有限会社	同 市小名浜 金成字町田 四四一三	同
パーソナル ケアスタッフ株式会社	同 市中央 台飯野四丁目 二一四	同 市中央 台飯野四丁目 七一二	パーソナル ケアスタッフ株式会社	同 市中央台 飯野四丁目 七一二	同

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第九十号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の名称を変更した旨届出があった。
 平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

変更前の事業所の名称	変更後の事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
広野町在宅介護支援センター	広野町在宅介護支援センター 居宅介護支援事業所	双葉郡広野町大字下浅見川字桜田 二一九一五	社会福祉法人 広野町社会福祉協議会	福島県双葉郡広野町中央台一丁目 四一

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第九十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があった。
 平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
株式会社ウイנסリー指定居宅介護支援事業所	福島市北五老内 町三一八	福島市霞町八一 二八	株式会社ウイנסリー	福島県福島市北五老内町三一八
介護サービス ゆかり	いわき市勿来町 酒井酒井原六六一二	いわき市勿来町 関田西一丁目 六一六	有限会社介護サービス ゆかり	同 県いわき市 勿来町酒井酒井原 六六一二
パーソナル ケアスタッフ株式会社	同 市中央台 飯野四丁目 二一四	同 市中央台 飯野四丁目 七一	パーソナル ケアスタッフ株式会社	同 市中央台 飯野四丁目 七一

（生活福祉領域介護保険グループ）

公告第九十二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。
 平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称(個人にあつては、氏名)	申請者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	指定年月日	サービスの種類
訪問介護事業所ほくせい	郡山市小原田三丁目三二八 一シニアハウス和の里一〇一号	株式会社ほくせい	福島県郡山市小原田三丁目三二八一シニアハウスの里一〇一号	平成二〇年二月一日	訪問介護
医療法人むつき会ヘルパーステーションまごころ	同 市亀田一丁目五一一二二三階	医療法人むつき会	同 市大槻町字蝦夷垣六九一一	同	同

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第九十三号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から、次に掲げる介護予防サービスの事業を廃止した旨届出があつた。
 平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地(個人にあつては、住所)	廃止年月日	サービスの種類
クリスタル介護センター福島	福島市中町四一〇	株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町五一二〇一七	平成一九年十二月三二日	訪問介護
デイサービス	会津若松市東	株式会社杉	福島市喜多方	同	介護予防

(生活福祉領域介護保険グループ)

公告第九十四号
 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五の規定により、次の指定介護予防サービス事業者から当該指定に係る事業所の所在地を変更した旨届出があつた。
 平成二十年二月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類
スセンターみらい東千石	千石三―四―六七	原建築設計事務所	市豊川町米室字二条川原一八六二―一〇		通所介護
株式会社クリスタル介護センター郡山	郡山市菜根三―二―三	株式会社クリスタル介護センター	東京都中野区弥生町五一二〇一七	平成二〇年一月三二日	介護予防訪問介護
デイサービス楽蔵	喜多方市豊川町米室字二条川原一八七二―一一	株式会社杉原建築設計事務所	福島県喜多方市豊川町米室字二条川原一八六二―一〇	平成一九年二月三二日	介護予防通所介護
ハッピー保原・ヘルパーステーション	伊達市保原町字赤橋三六―一	株式会社ジャパンケアサービス福島	東京都港区六本木六一―一〇	同	介護予防訪問介護
ハッピー保原・訪問入浴ステーション	同	同	同	同	介護予防訪問入浴介護

事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類
事業所の名称	変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地	事業者の名称(個人にあつては、氏名)	事業者の主たる事務所の所在地	サービスの種類

(生活福祉領域介護保険グループ)

介護ステーションまごころ	同 市鹿島町船戸字林下 一三―八	介護サービスゆかり	いわき市勿来町酒井酒井原 六六―二	ハッピー福島笹谷・訪問入浴ステーション	福島市笹谷字出水上二四―八
パーソナルケアスタッフ株式会社	同 市中央台飯野四丁目 二―四	同 市小名浜金成字町田 四四―一四	いわき市勿来町関田西一丁目 六―六	同 市中央台飯野四丁目 七―二	福島市南矢野目字上戸ノ内 二―七
同	同	東日本物産株式会社	有限会社介護サービスゆかり	同	株式会社ジヤパンケアサービス福島
同	同 市小名浜金成字町田 四四―三	同 市中央台飯野四丁目 七―二	福島県いわき市勿来町酒井酒井原 六六―二	同	東京都港区六本木六一〇―一
同	同	同	介護予防訪問介護	同	介護予防訪問入浴介護